様式第３号（第７条関係）

公益財団法人東京しごと財団理事長　　殿

同　意　書

私は、中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業助成金支給要綱（以下、「支給要綱」という。）の規定に基づく助成金の支給申請を行うにあたり、以下の事項について同意します。

１．支給要綱第１２条第１項の規定により、助成金については、私が貸与を受けた奨学金貸与団体に代理返還制度を活用して公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が直接支払うことに同意します。

２．支給要綱第１２条第２項の規定により、助成金額が、財団が奨学金貸与団体へ助成金を支出する時点で奨学金返還残額を上回るときには、その差額について、財団からの依頼文書に速やかに応じ、私名義の銀行口座への振込により受領することに同意します。

万が一、財団からの依頼文書に私が対応しない（助成金支給申請書等により財団に届け出ている私の住所に財団発出文書が不着の場合等を含む。）など私に起因する事由により、財団が私名義の銀行口座への振込を行うことが出来ない状態のままに財団発出文書の通知日付から起算して１年間を経過した場合、支給要綱第１２条第２項の助成金未支給残債権については別途意思表示を要せず当然放棄をいたします。

３．財団が助成金の停止条件付支給決定を通知した日から満１年経過した日までに、私を採用した登録企業が、助成額の２分の１に相当する金額を財団へ出えん金として支出しないことが確定したときは、支給要綱第８条第２項及び第１１条第２項の規定により、助成金が支給されないことに異議がありません。

４．私の助成金支給申請に係る情報は、私を採用した登録企業、私が返還を行っている奨学金貸与団体、東京都及び本事業の委託事業者に必要な範囲で提供されることに同意します。

助成金支給申請書（様式第１号）で記入した住所と同じ住所を記入してください。

令和　●年　５月　１５日　　住所　東京都立川市柴崎三丁目９－２

氏名（自署）　東京　太郎

助成金支給申請書（様式第１号）に記入した右上の日付（申請日）と同じ日付を記入してください。

氏名は必ず自署とし、押印は不要です。